

平成24年8月28日(火)

生活衛生課 食品衛生グループ

(内線 3265) 直通 832-3180

食品中の放射性物質に関する相談体制を充実しました。

— 各保健所に簡易放射性物質検出器を整備 —

香川県では、食品中の放射性物質に関する県民からの相談に応じていましたが、今回、相談内容から必要と判断された場合、簡易放射性物質検出器による検査が行える体制としました。

1 対応開始

- ・平成24年9月3日(月)から
- ・相談受付時間：平日8時30分～16時30分

2 対象者及び対象食品

(1) 対象者

- ・県内の一般消費者
- ・県内の児童福祉施設等の集団給食施設及び県内市町(営業者除く)

(2) 対象食品

これまでに放射性物質が基準値を超えて検出され、出荷制限指示等の措置を受けた17都県から県内に流通している、あるいは贈り物等で保管されている食品、または、産地が不明な食品。

〔*17都県：青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県〕

3 対応内容

①食品中の放射性物質に関する相談対応

※食品以外のもの(例：土壌、肥料、飼料、工業製品等)については、応じかねます。

②相談内容から必要と判断された場合に、検査を行います。

③事前に電話等による相談を受けてから、検査の要領を説明し、持ち込んでいただく日時を決定します。

※検査には、機器の特性から、一定の量(600ml以上)が必要になります。

なお、あらかじめ細かく切り刻むなどの前処理をしていただきます。

④検査費用は、無料です。

※なお、簡易検出器の検出限界値の関係から、飲料水、牛乳、乳児用食品に区分される食品は、検査できません。また、海藻類はカリウムの影響が大きいため検査できません。

※事前連絡なしで、直接持ち込まれた場合は、検査には応じかねます。

4 対応機関

東讃保健所：さぬき市津田町津田 9 3 0 - 2 0 8 7 9 - 2 9 - 8 2 7 1

小豆保健所：小豆郡土庄町湊崎 2 0 7 9 - 5 0 8 7 9 - 6 2 - 1 3 7 4

中讃保健所：丸亀市土器町東八丁目 5 2 6 0 8 7 7 - 2 4 - 9 9 6 4

西讃保健所：観音寺市坂本町 7 - 3 - 1 8 0 8 7 5 - 2 5 - 4 3 8 3